

市 町 第 38 号
令和 6 年 5 月 8 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長
人 見 剛 様

神奈川県知事
黒 岩 祐 治



住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について（諮問）

このことについて、住民基本台帳法第30条の40第2項及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第3条第2項による準備行為の規定に基づき、住民基本台帳法施行条例に規定する事務について、別添のとおり御審議していただきたく諮問します。

住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について

1 住民基本台帳法施行条例について

住民基本台帳法（以下「法」という。）別表に掲げる事務以外の事務の処理に当たり、本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報）を県内市町村等へ提供する場合には法第30条の13により、本県で利用する場合には法第30条の15により、それぞれ提供又は利用に係る事務（以下「利用提供事務」という。）の内容等を条例で定める必要がある。

また、附票本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報）を本県で利用する場合には法第30条の44の6により、利用提供事務の内容等を条例で定める必要がある。

平成14年11月14日の第49回神奈川県個人情報保護審議会にて、本人確認情報の利用に係る事務（以下「利用事務」という。）の基準について答申をいただき（平成21年7月9日の第85回神奈川県個人情報保護審議会にて、一部改正の答申）、現在、利用提供事務に関し次の基準を設定するとともに、高等学校奨学金の貸付けに係る債権管理に関する事務等、17の事務を利用提供事務として住民基本台帳法施行条例（以下「条例」という。）に規定している。

なお、附票本人確認情報の基準については、令和6年5月27日の情報公開・個人情報保護審議会で報告したとおり、取り扱う個人情報が本人確認情報と同様の性質のものであることから、別途設けることはしていない。

【利用提供事務の基準】

- ① 住民の利便の増進に資する事務及び行政の合理化に資する事務であって住民の広い理解が得られやすい事務であること。
- ② 本人確認情報及び附票本人確認情報の利用及び提供に当たり、制度的及びシステムの課題がないこと。
- ③ 本人確認情報及び附票本人確認情報の利用及び提供に当たり、十分なセキュリティ措置を講ずることができること。
- ④ 本人確認情報及び附票本人確認情報の利用及び提供に当たり、適切な費用対効果を見込めること。

2 諮問の内容

住民の利便の増進等の観点から、次ページに掲げる事務を新たに追加したいので、上記の基準に合致するか否かについて審議をお願いするものである。

条例に掲げる事務一覧

○ 執行機関と事務の具体的内容

番号	事務名	執行機関名	事務の具体的内容
<p>① 1</p>	<p>肝炎患者等に対する医療費等の助成に関する事務</p>	<p>神奈川県知事</p>	<p>肝炎患者への医療費助成のために提出された申請書類の住所等の確認(住基ネットにより、届出内容の真正性を確認する。)</p>
			<p>肝がん・重度肝硬変患者への医療給付のために提出された申請書類の住所等の確認(住基ネットにより、届出内容の真正性を確認する。)</p>
			<p>肝炎患者等への検査費助成のために提出された申請書類の住所等の確認(住基ネットにより、届出内容の真正性を確認する。)</p>
<p>① 2</p>	<p>道路交通法に基づく講習の実施に関する事務</p>	<p>神奈川県公安委員会</p>	<p>特定小型原動機付自転車講習の受講対象者の住所等の確認(講習対象者への通知の返戻があった場合、住基ネットにより、住所等を確認する。)</p>
			<p>自転車運転者講習の受講対象者の住所等の確認 (講習対象者への通知の返戻があった場合、住基ネットにより、住所等を確認する。)</p>

基準への適合性

基準

- ① 住民の利便の増進に資する事務及び行政の合理化に資する事務であって住民の広い理解が得られやすい事務であること。
- ② 本人確認情報及び附票本人確認情報の利用及び提供に当たり、制度的及びシステムの課題がないこと。
- ③ 本人確認情報及び附票本人確認情報の利用及び提供に当たり、十分なセキュリティ措置を講ずることができること。
- ④ 本人確認情報及び附票本人確認情報の利用及び提供に当たり、適切な費用対効果を見込めること。

項番	事務名（利用希望課名）	事務の具体的な内容	基準①	基準②	基準③	基準④	他県等の利用状況
1	肝炎患者等に対する医療費等の助成に関する事務 (がん・疾病対策課)	<p>①肝炎患者への医療費助成のために提出された申請書類の住所等の確認</p> <p>②肝がん・重度肝硬変患者への医療給付のために提出された申請書類の住所等の確認</p> <p>③肝炎患者等への検査費助成のために提出された申請書類の住所等の確認</p>	<p>【住民の利便】 申請に際し、住民票の添付が不要になる。</p> <p>【行政の合理化】 提出書類が減少するため、受付窓口における書類チェックの事務負担が減少する。</p> <p>【住民の理解】 住民票の添付が不要になるため申請する県民の負担が減る、同事務については10を超える都道府県で条例に規定済みであることなどから、住民の理解は得られやすい。</p>	課題なし	十分なセキュリティ措置を講ずることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・年間処理予定件数は約6,250件（①6,000件、②50件、③200件） ・市町村課の業務端末を利用することから、新たな費用は発生しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国11都府県で同様の規定あり（2023年4月1日時点）
2	道路交通法に基づく講習の実施に関する事務 (公安委員会交通総務課)	<p>①特定小型原動機付自転車講習の受講対象者の住所等の確認</p> <p>②自転車運転者講習の受講対象者の住所等の確認</p>	<p>【住民の利便】 受講対象者が確実に講習を受講することは、交通ルールやマナーの向上につながり、住民一般における利便（安全・安心）の向上をもたらす。</p> <p>【行政の合理化】 住民票の写しの公用請求が不要となり、行政の合理化に資する。</p> <p>【住民の理解】 身近な交通手段であるが故に、自転車の交通ルール違反等に関する住民からの要望・意見は多い。また、特に特定小型原動機付自転車にあっては、利用拡大に伴う交通事故等の増加が危惧される。さらに、若年運転者期間での違反者に対する講習等、他の講習事務における利用について、既に県住基条例へ規定されている。こうした状況を踏まえれば、違反者に対して確実かつ早期に講習の受講を求める目的で本人確認情報等を利用することは、住民の理解を得られやすい。</p>	課題なし	十分なセキュリティ措置を講ずることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・年間処理予定件数は約150件（①100件、②50件） ・市町村課の業務端末を利用することから、新たな費用は発生しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他都道府県で同様の規定なし。 ・他の講習事務における利用について、本県住基条例に規定あり。